

第 2 回世羅町議会定例会会議録

令和 8 年 6 月 11 日

第 3 日 目

世 羅 町 議 会

1. 議事日程

令和 8 年 第 2 回世羅町議会定例会 (第 3 号)

令和 8 年 6 月 11 日

午前 9 時 00 分開議

於：世羅町役場議場

- | | | |
|------|----------|---|
| 第 1 | 報告第 1 号 | 令和 7 年度世羅町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 第 2 | 報告第 2 号 | 令和 7 年度世羅町国民健康保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 第 3 | 報告第 3 号 | 令和 7 年度世羅町介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 第 4 | 報告第 4 号 | 令和 7 年度世羅町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について |
| 第 5 | 承認第 2 号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 第 6 | 承認第 3 号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 第 7 | 同意第 4 号 | 世羅町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 第 8 | 同意第 5 号 | 世羅町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 第 9 | 同意第 6 号 | 世羅町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 第 10 | 同意第 7 号 | 世羅町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 第 11 | 同意第 8 号 | 世羅町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 第 12 | 同意第 9 号 | 世羅町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 第 13 | 同意第 10 号 | 世羅町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |

第 14	同意第 11 号	世羅町農業委員会委員の任命につき同意を求める ことについて
第 15	同意第 12 号	世羅町農業委員会委員の任命につき同意を求める ことについて
第 16	同意第 13 号	世羅町農業委員会委員の任命につき同意を求める ことについて
第 17	同意第 14 号	世羅町農業委員会委員の任命につき同意を求める ことについて
第 18	同意第 15 号	世羅町農業委員会委員の任命につき同意を求める ことについて
第 19	同意第 16 号	世羅町農業委員会委員の任命につき同意を求める ことについて
第 20	同意第 17 号	世羅町農業委員会委員の任命につき同意を求める ことについて
第 21	議案第 32 号	工事請負契約の締結について
第 22	議案第 33 号	工事請負契約の締結について
第 23	議案第 34 号	財産の取得について
第 24	議案第 35 号	財産の取得について
第 25	議案第 36 号	世羅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
第 26	議案第 37 号	令和 8 年度世羅町一般会計補正予算（第 1 号）
第 27	議案第 38 号	令和 8 年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算 （第 1 号）

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1 番	亀 田 知 宏	2 番	佐 倉 悠 希
3 番	矢 山 靖	4 番	宗 重 博 之
5 番	佐々木浩康	6 番	福 永 貴 弘
7 番	向 谷 伸 二	8 番	上 本 剛
9 番	松 尾 陽 子	10 番	藤 井 照 憲
11 番	田 原 賢 司	12 番	高 橋 公 時

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(19名)

町 長	奥 田 正 和	副 町 長	金 廣 隆 徳
会 計 課 長	市 尻 孝 志	総 務 課 長	升 行 真 路
財 政 課 長	矢 崎 克 生	企 画 課 長	藤 川 道 代
税 務 課 長	小 林 英 美	町 民 課 長	道 添 毅
子育て支援課長	藤 井 博 美	健康保険課長	宮 崎 満 香
福 祉 課 長	和 泉 美 智 子	産業振興課長	住 田 谷 保
商工観光課長	山 崎 誠	建 設 課 長	福 本 宏 道
上下水道課長	広 山 幸 治	せらにし支所長	前 川 弘 樹
教 育 長	早 間 貴 之	学校教育課長	山 藤 弘 基
社会教育課長	向 原 孝 樹		

5. 職務のため議場に参加した事務局の職氏名(3名)

事 務 局 長	黒 木 康 範	書 記	間 處 俊 彦
嘱 託 書 記	貞 光 有 子		

開 議 9 時 0 0 分

(起立・礼・着席)

○議長（高橋公時） ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 報告第1号 令和7年度世羅町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提出者から報告を求めます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（高橋公時） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 議案4ページをお開きください。

報告第1号

令和7年度世羅町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

令和7年度世羅町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和8年6月11日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

(詳細説明)

○議長（高橋公時） これをもって報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○3番（矢山 靖） （挙手）

○議長（高橋公時） 3番 矢山 靖議員。

○3番（矢山 靖） 私のほうから商工費と農林水産業費について伺います。まず、7款商工費 1項商工費の生活応援地域商品券発行事業について3点伺います。

1点目、約1億5300万円に対して1億5100万円の翌年度繰越しとなっております。5月末でのこの利用額及びこの換金額ですね、どの程度になっているの

か。また、発行総額に対する利用率は現時点でどの程度と見込んでいるのか。

2 点目、取扱店の登録状況について伺います。取扱店数は今現在で何店舗となっているのか。また商工会加入業者と非加入業者、それぞれの登録状況について伺います。併せて未登録事業者への周知や登録促進はどのように行っているのか。

3 点目、高齢者への利用支援です。障害者や障害のある方、施設に入所されている方などは、商品券が配布されるだけでなくですね、実際に利用できることが重要と考えます。商品券には、私も見たんですが、取扱い説明書が同封されていますが、説明書だけでは十分伝わらない方もおられると考えます。高齢者からはどこで使えるのか、電気代などの支払いに使われるのかとか、利用方法に関する問い合わせとか、そういった相談もあると思うんですね。

○議長（高橋公時） 矢山議員、ちょっと一般質問になっておりますので、数字に対する質疑に集中していただきたい。

○3 番（矢山 靖） わかりました。そういった対応がお聞きできれば、それも併せて伺います。

次に、農林水産業費の農業費、農業用水路等長寿命化・防災減災事業で 600 万円の全額が翌年度繰越しとなっております。この事業はどのような施設を対象にどういった内容を実施する事業なのか。また全額繰越になった理由ですね。どういった経過や事情があったのか、そのあたりを伺います。併せて今後のスケジュール、後、これから出水期に入りますけど、そういった影響がないのか、地元の関係者との調整、どのように行われているのか。さらに地元負担や受益負担とかあると思うんですが、そのあたりのどういう状況なのか、併せて伺います。

○商工観光課長（山崎 誠） 議長。

○議長（高橋公時） 商工観光課長。

○商工観光課長（山崎 誠） ではまず商工観光課から商工費につきましての 3 点につきまして、ご質問につきましてお答えをさせていただきます。

まず 1 点目の利用状況、換金状況でございますけれども、まず利用額、これは換金の状況からの金額でございますけれども、発行総額 1 億 4130 万円でございますが、それに対する 5 月末の換金でございますが、6155 万 9000 円でご

ざいます。これを回収金額を、発行総額で割りまして換金率が 43.56% となつて
ございます。こちらが今の 5 月末時点での利用率ということでございます。

2 点目の取扱店の登録状況につきましてですけれども、現時点での取扱店数は
206 店舗でございます。また商工会加入業者さんにおかれましては 200 店舗、会
員以外の方は 6 店舗という状況でございます。

3 点目の高齢者への利用支援の関係でのご質疑でございますけれども、まず
利用方法についての問い合わせ方法につきましては特段それについての問い合
わせはいただいていないところでございますけれども、施設入所をされておら
れて、なかなか受取りが難しい場合がございます。ご自宅のほうへ配達が叶わ
ず郵便局から保管期限を過ぎまして、役場のほうへ戻ってきたものがございま
す。そういった中で家族の方へ連絡を取らせてもいただいているんですけど、受
取りをされてない方へのご案内もさせていただいておるところでございますけ
ども、その中で家族の方が受取りに来られましたら、その時点ではまず最新の利
用店舗の状況と利用期限、あとこの取扱店舗で利用ということでご案内をして
おるところでございます。

○産業振興課長（住田谷 保） 議長。

○議長（高橋公時） 産業振興課長。

○産業振興課長（住田谷 保） 産業振興課のほうから農業用水路長寿命化防災・
減災事業についてお答えをいたします。

この 600 万円という予算の経過でございますが、これは 3 月におきます国の
補正予算による対応でございます。1 月に政府が変わりましてその関係で補正
予算が国費がつきまして、それが令和 8 年度分の工事の一部として前倒しして
補正がついたという経緯でございます。内容でございますが、これは井堰の頭首
工修繕工事、簡単に言いますと水路の井堰の修繕でございます。可動域の修繕で
ございます。全体の取替えではなくて、可動域の主にはシリンダーの修繕工事と
いうことになっております。

スケジュールのほうでございますが、これはもうじき設計のほうに入りたい
ということを思っております。夏頃を目途に、実際の工事のほうの入札を行う。
8 月以降、9 月以降ですね、から実際の工事を進めていきたいというふうに思っ
ておるところでございます。またこれにつきます地元負担金でございますが、こ

れは 20%となっております。

○議長（高橋公時） ほかに質疑ありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、報告第 1 号 令和 7 年度世羅町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

日程第 2 報告第 2 号 令和 7 年度世羅町国民健康保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提出者から報告を求めます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（高橋公時） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 議案 6 ページをお開きください。

報告第 2 号

令和 7 年度世羅町国民健康保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

令和 7 年度世羅町国民健康保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 8 年 6 月 11 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

（詳細説明）

○議長（高橋公時） これをもって報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、報告第 2 号 令和 7 年度世羅町国民健康保険事業特別会計繰越明許

費繰越計算書の報告についてを終わります。

日程第3 報告第3号 令和7年度世羅町介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提出者から報告を求めます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（高橋公時） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 議案8ページをお開きください。

報告第3号

令和7年度世羅町介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

令和7年度世羅町介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和8年6月11日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

（詳細説明）

○議長（高橋公時） これをもって報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、報告第3号 令和7年度世羅町介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

日程第4 報告第4号 令和7年度世羅町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提出者から報告を求めます。

○上下水道課長（広山幸治） 議長。

○議長（高橋公時） 上下水道課長。

○上下水道課長（広山幸治） 議案 10 ページをお開きください。

報告第 4 号

令和 7 年度世羅町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

令和 7 年度世羅町公共下水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 8 年 6 月 11 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

（詳細説明）

○議長（高橋公時） これをもって報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○3 番（矢山 靖） （挙手）

○議長（高橋公時） 3 番 矢山 靖議員。

○3 番（矢山 靖） 今回繰越しとなっております農業集落排水施設機能強化対策事業について 3 点伺います。

1 点目が、今回計上されておる実施設計業務ですね。どの施設を対象に、こういった更新機能強化を行うためなのか、その内容について。

2 点目、対象施設は供用開始からどの程度経過しているのか。現在どのような老朽化や課題があって、

○議長（高橋公時） 矢山議員、一般質問になっております。

○3 番（矢山 靖） わかりました。はい。3 点目いきます。今回の繰越 500 万となっております。この事業全体の事業費はどの程度、全体の事業費ですね、そのあたりはどういうふうに見込んでいるのか。そしてこのスケジュールですね、そのあたりを伺います。

○上下水道課長（広山幸治） 議長。

○議長（高橋公時） 上下水道課長。

○上下水道課長（広山幸治） 3 点ご質問いただきました。まず 1 点目の対象でございます。この対象が農業集落排水施設の処理場の内部の機器、それから 6 か

所でございます中継ポンプの修繕の計画でございます。

主な施設の内容でございますが、今発注をしております、更新が必要となる施設並びに機器等の洗い出しをこれから始めていく内容になってございます。必要な箇所をこれから特定していくといった内容でございます。それから、施設の経過でございますが、こちら平成の12年から供用開始をしております、25年が経過しているという状況でございます。

それから金額でございます。全体の事業費は、国等の補助金等の交付の申請を行っておりますが、全体で6100万円の総事業費を見込んでおるところでございます。計画といたしましては4年間をかけて行っていくことを計画いたしております。

○11番（田原賢司） （挙手）

○議長（高橋公時） それでは引続き繰越計算書についての質疑をお願いいたします。11番 田原賢司議員。

○11番（田原賢司） 失礼します。本来ですと3月議会で聞けばよかったのかなというところになるんですが、考え方について。額は少額なんですありますが、損益勘定留保資金、これは3月議会のときに、12条だったかな、資金不足額は留保資金を充当するという要綱で議決になっているかと思うんですが、ものの考え方として、こういう設備投資を図る場合に、従来ですと積立金というのを予算で本来ですと、しとくべきでないかなと思います。過去積み上がったものが留保資金ですので、それから補充するというのは考え方としては通るんですが、施設の更新や新規に取得する場合というのは、やはり積立てを計上しておいて積立てをまず第一義的に充当し、その後留保資金を不足額として充当するという考え方がベターではないかと思うんですが、この考え方が水道会計のときに、もののたとえでこれずっと積立ててきたもので、更新費用に充てるという説明がずっとなされております。その考え方を踏襲するのであれば、一定額、本来は積立金というのが計上されておるべきではないかなと思います。それが現時点においてずっと留保資金のままというのが、予算の中にありますので一定程度その考え方についてお伺いします。

○上下水道課長（広山幸治） 議長。

○議長（高橋公時） 上下水道課長。

○上下水道課長（広山幸治） お答えいたします。今回の繰越計算書になぞらって説明させていただこうと思います。今回 500 万円の繰越しの中身で損益勘定留保資金 5 万円とさせていただいております。今回のこの財源につきましては、国の補正予算が急遽決まったということで前倒しが生じたものでございまして、国県費以外の部分につきましては、私どもの公共下水道事業会計、そして半分を一般会計からの繰出しという形で折半をするような形で通常行っているところでございます。起債を借りるという都合上、一般会計での借入れが間に合わないという事情もございまして、全額を企業会計で起債を行い、残りの部分を 5 万円、損益勘定留保資金を充てているというような形でこの財源になってございます。それと併せてでございますが、積立金というものを設けて対応していくべきではという御指摘でございました。

公営企業の取扱い上ですね、議員ご示唆いただきます通り、積立てをきちんと計上して、修繕積立金という名目できちんと資金の中に明らかにしていくといった形が望ましいというところは承知しております。またそれがあるべき姿という会計処理というふうに認識しているところでございます。本町のこの企業会計におきましては独立採算といいますか、きちんと持続的な経営が行われていないというのが、残念ながら実情でございまして、一般会計からの繰越しに頼る部分が大きいといった実情でございます。本来ですとご指摘いただくように、留保資金をきちんと積立金の形で確保し、資金を整理していくというのが望ましいわけですが、積立金を計上しようと思えば、その分一般会計からの繰入というような部分に、明らかに頼っていくといったことがございますので、なかなかその積立金を設置するといったことにまでなっていないという状況でございます。

この資金の使途につきましては、予算なり、それから決算なりの時点において明らかにさせていただいておりますけれども、ご理解がいただけるようにしっかりと説明をさせていただこうと考えております。

○議長（高橋公時） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、報告第 4 号 令和 7 年度世羅町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを終わります。

日程第 5 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○税務課長（小林英美） 議長。

○議長（高橋公時） 税務課長。

○税務課長（小林英美） 議案 12 ページをお開きください。

承認第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、町議会の承認を求める。

令和 8 年 6 月 11 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

専決処分第 2 号

専 決 処 分 書

世羅町税条例の一部改正について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 8 年 3 月 31 日

世羅町長 奥 田 正 和

1 専決処分の内容

地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）が令和 8 年 3 月 31 日に公布された。

専決処分に係る一部改正の主な内容は、次のとおりである。

町民税関係

法律改正による条例改正を行うもの。

軽自動車税関係

法律改正による条例改正を行うもの。

この改正が令和 8 年 3 月 31 日に公布されたので、世羅町税条例の一部改正を行う必要があったが、町議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分することとしたものである。

2 専決処分年月日

令和 8 年 3 月 31 日

(詳細説明)

○議長（高橋公時） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○11 番（田原賢司） （挙手）

○議長（高橋公時） 11 番 田原賢司議員。

○11 番（田原賢司） 先ほどの説明にあった、固定資産税の免税点の変更、これに伴う影響額というのはあるのでしょうか。

○税務課長（小林英美） 議長。

○議長（高橋公時） 税務課長。

○税務課長（小林英美） お答えいたします。こちら、令和 8 年度の状況にはなるんですけども、この施行は来年度になるんですけども、今現在の状況でございます。

家屋につきましては、これまで 20 万円未満となっておりました。納税義務者でありますけども、794 人となっております。こちらが 30 万円未満と拡大になりますと、282 人がプラス対象となります。計 1076 人となる予定となっております。

しかし令和 9 年度につきましては、評価替えというものもございますので、対象となる方が若干変動するかと思います。あくまでも令和 8 年度の状況であるということを申し添えさせていただきます。

税額につきましては、新たに減額対象となる税額につきましては、約 97 万

円になるのではないかと見込んでおります。

また、償却資産のほうになります。こちらは今８年度の現在では 570 名となっておりますけども、そちらが 594 名増となり 1164 名となる予定となっております。また、税額につきましては、31 万 4000 円余りが減収となる予定となっております。

○議長（高橋公時） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なしの声」あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は電子表決システムにより行います。

本案については原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

なお、会議規則第 81 条の 2 の第 2 項により、表決の確定の宣告がなされた場合において、いずれのボタンも押していない場合は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れ、押し間違いはありませんか。

（「なしの声」あり）

なしと認め表決を確定します。

（賛成全員）

賛成全員 であります。

したがって、承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定されました。

日程第 6 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○税務課長（小林英美） 議長。

○議長（高橋公時） 税務課長。

○税務課長（小林英美） 議案 23 ページをお開きください。

承認第 3 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、町議会の承認を求める。

令和 8 年 6 月 11 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

専決処分第 3 号

専 決 処 分 書

世羅町国民健康保険税条例の一部改正について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 8 年 3 月 31 日

世羅町長 奥 田 正 和

1 専決処分の内容

地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）が令和 8 年 3 月 31 日に公布された。

専決処分に係る一部改正の主な内容は、次のとおりである。

国民健康保険税の基礎課税額の限度額を 67 万円（現行 66 万円）に引き上げる。

国民健康保険税の軽減措置について、5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等 1 人につき 31 万円（現行 30 万 5 千円）を加算することとし、2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等 1 人につき 57 万円（現行 56 万円）を加算することとする。

この改正が令和 8 年 3 月 31 日に公布されたので、世羅町国民健康保険

税条例の一部改正を行う必要があったが、町議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分することとしたものである。

2 専決処分年月日

令和 8 年 3 月 31 日

(詳細説明)

○議長（高橋公時） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○3 番（矢山 靖） （挙手）

○議長（高橋公時） 3 番 矢山 靖議員。

○3 番（矢山 靖） 引き上げの影響について伺います。66 万円から 67 万円引き上がることなんですけれど、この改正に影響を受ける世帯数、これはどれぐらいなのか動向を伺います。あと 5 割軽減が 1 人について 30 万 5000 円から 31 万円、2 割軽減が 56 万から 57 万円に判定基準が上がるんですが、この改正によって新たなこの軽減対象となる世帯数、そのあたりどの程度見込んでいるのか、併せてどういった理由があるのか、そのあたりを伺います。

○税務課長（小林英美） 議長。

○議長（高橋公時） 税務課長。

○税務課長（小林英美） お答えいたします。まず、限度額の引き上げによる影響額についてでございます。こちらは令和 8 年度の試算によりますと、22 世帯が該当されると見込んでおります。前年度では 12 世帯となっておりましたので、増えるの見込んでおります。こちらは所得金額が増えたものによるものと考えております。

また、軽減世帯の状況につきましてですが、令和 8 年度の試算では 5 割軽減世帯が 307 世帯、また 2 割軽減の世帯につきましても 246 世帯、全世帯のうち約 3 割にあたる世帯が軽減の拡大の対象となると見込んでおります。

○議長（高橋公時） ほかに質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なしの声」あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は電子表決システムにより行います。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

なお、会議規則第 81 条の 2 第 2 項により、表決の確定の宣告がなされた場合において、いずれのボタンも押していない場合は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れ、押し間違いはありませんか

(「なしの声」あり)

なしと認め表決を確定します。

(賛成多数)

賛成多数 であります。

したがって、承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定されました。

この際、日程第 7 同意第 4 号 世羅町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてから日程第 20 同意第 17 号 世羅町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての「14 件」について関連がありますので、一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） 議案 27 ページからお開きいただきたいと思います。

配付しております議案集により、同意第 4 号から同意第 17 号までの 14 議案、

「世羅町農業委員会委員の任命につき、同意を求めることについて」一括して御説明申しあげます。

いずれも、世羅町農業委員会委員の任期が、令和 8 年 7 月 19 日で満了となることに伴い、14 人の方を委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第

8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。なお、年齢は受付日を基準としております。

まず、同意第4号 本件は、引き続き鈴木義昭さんを委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

鈴木さんは、71歳小世良にお住まいで橘高史郎様ほか2名から推薦をいただいております。平成29年から農地利用最適化推進委員として、令和2年からは農業委員として御活躍されております。又、認定農業者で専業農家をされており、豊富な知識と経験を有し、人格、識見ともにすぐれた方で、世羅町農業委員会委員として適任であると確信をしております。

続いて、同意第5号 本件は、引き続き兼国幸秀さんを委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

兼国さんは、78歳宇津戸にお住まいで、宇津戸自治会から推薦をいただいております。3期務められております。以前は認定農業者である「農事組合法人うづと」の代表理事を務められておりました。豊富な知識と経験を有し、人格、識見ともにすぐれた方で、世羅町農業委員会委員として適任であると確信をしております。

続いて、同意第6号 本件は、引き続き上野 悟さんを委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

上野さんは、67歳本郷にお住まいで、応募をされ、2期務められております。鉄工所を経営されており、令和2年から中立の農業委員として御活躍されております。豊富な知識と経験を有し、人格、識見ともにすぐれた方で、世羅町農業委員会委員として適任であると確信をしております。

続いて、同意第7号 本件は、引き続き内海武博さんを委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

内海さんは、76歳赤屋にお住まいで、農事組合法人アグリテックあかやから推薦をいただいております。3期務められております。平成29年から農業委員として御活躍され、令和2年からは農業委員会会長を務められております。又、認定

農業者である「農事組合法人アグリテックあかや」の役員も務められ、豊富な知識と経験を有し、人格、識見ともにすぐれた方で、世羅町農業委員会委員として適任であると確信をしております。

続いて、同意第 8 号 本件は、引き続き日南田貴美さんを委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

日南田さんは、65 歳黒淵にお住まいで農事組合法人くろぶちから推薦をいただいております。令和 2 年から「農事組合法人くろぶち」の理事に就任され、農業委員としても御活躍されております。豊富な知識と経験を有し、人格、識見ともにすぐれた方で、世羅町農業委員会委員として適任であると確信をしております。

続いて、同意第 9 号 本件は、引き続き石井裕士さんを委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

石井さんは、32 歳賀茂にお住まいで株式会社恵から推薦をいただいております。1 期務められております。平成 28 年から株式会社恵に入社され、社員として地域の農業を支えておられます。豊富な知識と経験を有し、人格、識見ともにすぐれた方で、世羅町農業委員会委員として適任であると確信をしております。

続いて、同意第 10 号 本件は、引き続き作田 博さんを委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

作田さんは、73 歳重永にお住まいで有限会社重永農産から推薦をいただいております。5 期務められております。平成 23 年から農業委員として御活躍されており、平成 29 年からは農業委員会副会長を務められております。又、認定農業者である「有限会社重永農産」の代表取締役も務められ、豊富な知識と経験を有し、人格、識見ともにすぐれた方で、世羅町農業委員会委員として適任であると確信をしております。

続いて、同意第 11 号 本件は、新たに下光久紀さんを委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

下光さんは、70 歳津口にお住まいで、昭和 49 年 10 月から平成 27 年 9 月まで広島市農業協同組合、平成 28 年 4 月から平成 30 年 3 月までは JA 尾道市農業協同組合へ勤められ、農業に対する豊富な知識と経験を有し、人格、識見ともにすぐれた方で、世羅町農業委員会委員として適任であると確信をしております。

続いて、同意第 12 号 本件は、引き続き桜井陽子さんを委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

桜井さんは、67 歳小谷にお住まいで農事組合法人いーね伊尾から推薦をいただいております。平成 30 年から認定農業者である「農事組合法人ダルマガエルの里」で理事を務められ、令和 2 年からは農業委員として御活躍されております。豊富な知識と経験を有し、人格、識見ともにすぐれた方で、世羅町農業委員会委員として適任であると確信をしております。

続いて、同意第 13 号 本件は、引き続き得納逸二さんを委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

得納さんは、76 歳安田にお住まいで農事組合法人安田まさくにかから推薦をいただいております。平成 26 年から農業委員として御活躍されており、認定農業者である「農事組合法人安田まさくに」の理事も務められております。豊富な知識と経験を有し、人格、識見ともにすぐれた方で、世羅町農業委員会委員として適任であると確信をしております。

続いて、同意第 14 号 本件は、新たに東多美子さんを委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

東さんは、45 歳下津田にお住まいで農事組合法人ひまわりから推薦をいただいております。愛知県の農業法人において野菜生産業務に 4 年間従事され、その後世羅町にて新規就農し、現在まで 11 年間農業を行っておられます。認定農業者である夫と 2 人で就農されております。経営面積は 3 ヘクタール、豊富な知識と経験を有し、人格、識見ともにすぐれた方で、世羅町農業委員会委員として適任であると確信をしております。

続いて、同意第 15 号 本件は、引き続き安井弘之さんを委員に任命いたした

く、議会の同意を求めるものでございます。

安井さんは、72 歳黒川にお住まいで応募をされ、3 期務められております。平成 29 年から農業委員として御活躍されております。又、40 年以上の営農経験をお持ちで、昭和 63 年から有限会社美波羅農園を設立し、代表取締役を務められ、豊富な知識と経験を有し、人格、識見ともにすぐれた方で、世羅町農業委員会委員として適任であると確信をしております。

続いて、同意第 16 号 本件は、引き続き立石浩一さんを委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

立石さんは、34 歳中原にお住まいで応募をされ、1 期務められております。平成 26 年から世羅町で農業研修を行い平成 28 年から独立自営にて農業を行っておられます。豊富な知識と経験を有し、人格、識見ともにすぐれた方で、世羅町農業委員会委員として適任であると確信をしております。

続いて、同意第 17 号 本件は、引き続き折元文則さんを委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

折元さんは、52 歳小国にお住まいで、3 期務められております。平成 29 年から農地利用最適化推進委員として、令和 2 年からは農業委員会副会長として御活躍されております。又、認定農業者である「農事組合法人上小国」の代表理事も務められ、豊富な知識と経験を有し、人格、識見ともにすぐれた方で、世羅町農業委員会委員として適任であると確信をしております。

以上、同意第 4 号から同意第 17 号まで、一括して御説明申しあげました。

御審議のうえ、ご議決をいただきますようお願い申しあげます。

○議長（高橋公時） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ここで休憩とします。再開は 10 時 20 分からです。

休 憩 10時03分

再 開 10時20分

○議長（高橋公時） 休憩を閉じ、会議を再開します。

同意第4号 世羅町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてから同意第17号 世羅町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての「14件」についてこれより採決いたします。

一括議題とした「14件」の採決は、議案ごとに「無記名投票」で行います。

議場を閉鎖します。

（議場の閉鎖）

最初に 同意第4号 世羅町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。

ただいまの出席議員は 11 名であります。

念のため申しあげます。記載の方法は、本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかなでない投票は、会議規則第84条の規定により、反対とみなします。

投票用紙を配ります。

（投票用紙の配布）

投票用紙の配付もれはありませんか。

（「なしの声」あり）

配付もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読みあげますので順番に投票願います。

○事務局長（黒木康範） （点呼）

1 番 亀田知宏議員 2 番 佐倉悠希議員 3 番 矢山 靖議員

4 番 宗重博之議員 5 番 佐々木浩康議員 6 番 福永貴弘議員
7 番 向谷伸二議員 8 番 上本 剛議員 9 番 松尾陽子議員
10 番 藤井照憲議員 11 番 田原賢司議員

以上でございます。

(点呼順に投票)

○議長（高橋公時） 投票もれはありませんか。

(「なしの声」あり)

投票もれなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 3 番 矢山 靖議員

4 番 宗重博之議員を指名いたします。

立会人の立会いをお願いします。

(事務局による開票)

(投票結果報告)

投票の結果を報告いたします。

投票総数 1 1 票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち 有効投票 1 1 票

無効投票 0 票 であります。

有効投票のうち 賛成 1 1 票

反対 0 票

以上のとおり賛成が多数であります。

したがって、同意第 4 号 世羅町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、鈴木 義昭（すずき よしあき）さんを同意することに決定しました。

次に 同意第 5 号 世羅町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。

ただいまの出席議員は 11 名であります。

念のため申しあげます。記載の方法は、本案に賛成の方は「賛成」と、反対

の方は「反対」と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第 84 条の規定により、反対とみなします。

投票用紙を配ります。

(投票用紙の配布)

投票用紙の配付もれはありませんか。

(「なしの声」あり)

配付もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読みあげますので順番に投票願います。

○事務局長（黒木康範）（点 呼）

1 番	亀田知宏議員	2 番	佐倉悠希議員	3 番	矢山 靖議員
4 番	宗重博之議員	5 番	佐々木浩康議員	6 番	福永貴弘議員
7 番	向谷伸二議員	8 番	上本 剛議員	9 番	松尾陽子議員
10 番	藤井照憲議員	11 番	田原賢司議員		

以上でございます。

(点呼順に投票)

○議長（高橋公時） 投票もれはありませんか。

(「なしの声」あり)

投票もれなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 5 番 佐々木浩康議員
6 番 福永貴弘議員を指名いたします。

立会人の立会いをお願いします。

(事務局による開票)

(投票結果報告)

投票の結果を報告いたします。

投票総数 1 1 票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち 有効投票 1 1 票

 無効投票 0 票 であります。

有効投票のうち 賛成 9 票

 反対 2 票

以上のとおり賛成が多数であります。

したがって、同意第 5 号 世羅町農業委員会委員の任命につき同意を求める
ことについては、兼国 幸秀（かねくに ゆきひで）さんを同意することに決
定しました。

次に 同意第 6 号 世羅町農業委員会委員の任命につき同意を求めること
について採決を行います。

ただいまの出席議員は 11 名であります。

念のため申しあげます。記載の方法は、本案に賛成の方は「賛成」と、反対
の方は「反対」と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第 84
条の規定により、反対とみなします。

投票用紙を配ります。

（投票用紙の配布）

投票用紙の配付もれはありませんか。

（「なしの声」あり）

配付もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読みあげます
ので順番に投票願います。

○事務局長（黒木康範） （点 呼）

1 番 亀田知宏議員 2 番 佐倉悠希議員 3 番 矢山 靖議員

4 番 宗重博之議員 5 番 佐々木浩康議員 6 番 福永貴弘議員
7 番 向谷伸二議員 8 番 上本 剛議員 9 番 松尾陽子議員
10 番 藤井照憲議員 11 番 田原賢司議員

以上でございます。

(点呼順に投票)

○議長（高橋公時） 投票もれはありませんか。

(「なしの声」あり)

投票もれなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 7 番 向谷伸二議員
8 番 上本 剛議員を指名いたします。

立会人の立会いをお願いします。

(事務局による開票)

(投票の結果)

投票の結果を報告いたします。

投票総数 1 1 票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち 有効投票 1 1 票

無効投票 0 票 であります。

有効投票のうち 賛成 9 票

反対 2 票

以上のとおり賛成が多数であります。

したがって、同意第 6 号 世羅町農業委員会委員の任命につき同意を求める
ことについては、上野 悟（うえの さとる）さんを同意することに決定しま
した。

次に 同意第 7 号 世羅町農業委員会委員の任命につき同意を求めることに
ついて採決を行います。

ただいまの出席議員は 11 名であります。

念のため申しあげます。記載の方法は、本案に賛成の方は「賛成」と、反対の

方は「反対」と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第 84 条の規定により、反対とみなします。

投票用紙を配ります。

(投票用紙の配布)

投票用紙の配付もれはありませんか。

(「なしの声」あり)

配付もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読みあげますので順番に投票願います。

○事務局長（黒木康範）（点 呼）

1 番	亀田知宏議員	2 番	佐倉悠希議員	3 番	矢山 靖議員
4 番	宗重博之議員	5 番	佐々木浩康議員	6 番	福永貴弘議員
7 番	向谷伸二議員	8 番	上本 剛議員	9 番	松尾陽子議員
10 番	藤井照憲議員	11 番	田原賢司議員		

以上でございます。

(点呼順に投票)

○議長（高橋公時） 投票もれはありませんか。

(「なしの声」あり)

投票もれなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 9 番 松尾陽子議員
10 番 藤井照憲議員を指名いたします。

立会人の立会いをお願いします。

(事務局による開票)

(投票結果報告)

投票の結果を報告いたします。

投票総数 1 1 票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち 有効投票 1 1 票

無効投票 0 票 であります。

有効投票のうち 賛成 1 0 票

反対 1 票

以上のとおり賛成が多数であります。

したがって、同意第 7 号 世羅町農業委員会委員の任命につき同意を求める
ことについては、内海 武博（うつみ たけひろ）さんを同意することに決定し
ました。

次に 同意第 8 号 世羅町農業委員会委員の任命につき同意を求めることに
ついて採決を行います。

ただいまの出席議員は 11 名であります。

念のため申しあげます。記載の方法は、本案に賛成の方は「賛成」と、反対の
方は「反対」と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第 84
条の規定により、反対とみなします。

投票用紙を配ります。

（投票用紙の配布）

投票用紙の配付もれはありませんか。

（「なしの声」あり）

配付もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読みあげますの
で順番に投票願います。

○事務局長（黒木康範） （点 呼）

1 番 亀田知宏議員 2 番 佐倉悠希議員 3 番 矢山 靖議員

4 番 宗重博之議員 5 番 佐々木浩康議員 6 番 福永貴弘議員
7 番 向谷伸二議員 8 番 上本 剛議員 9 番 松尾陽子議員
10 番 藤井照憲議員 11 番 田原賢司議員

以上でございます。

(点呼順に投票)

○議長（高橋公時） 投票もれはありませんか。

(「なしの声」あり)

投票もれなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 11 番 田原賢司議員
1 番 亀田知宏議員を指名いたします。

立会人の立会いをお願いします。

(事務局による開票)

(投票結果報告)

投票の結果を報告いたします。

投票総数 1 1 票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち 有効投票 1 1 票

無効投票 0 票 であります。

有効投票のうち 賛成 1 1 票

反対 0 票

以上のとおり賛成が多数であります。

したがって、同意第 8 号 世羅町農業委員会委員の任命につき同意を求める
ことについては、日南田 貴美（ひなだ きみ）さんを同意することに決定し
ました。

次に 同意第 9 号 世羅町農業委員会委員の任命につき同意を求めること
について 採決を行います。

ただいまの出席議員は 11 名であります。

念のため申しあげます。記載の方法は、本案に賛成の方は「賛成」と、反対

の方は「反対」と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第 84 条の規定により、反対とみなします。

投票用紙を配ります。

(投票用紙の配布)

投票用紙の配付もれはありませんか。

(「なしの声」あり)

配付もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読みあげますので順番に投票願います。

○事務局長（黒木康範）（点 呼）

1 番	亀田知宏議員	2 番	佐倉悠希議員	3 番	矢山 靖議員
4 番	宗重博之議員	5 番	佐々木浩康議員	6 番	福永貴弘議員
7 番	向谷伸二議員	8 番	上本 剛議員	9 番	松尾陽子議員
10 番	藤井照憲議員	11 番	田原賢司議員		

以上でございます。

(点呼順に投票)

○議長（高橋公時） 投票もれはありませんか。

(「なしの声」あり)

投票もれなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 2 番 佐倉悠希議員
3 番 矢山 靖議員を指名いたします。

立会人の立会いをお願いします。

(事務局による開票)

(投票結果報告)

投票の結果を報告いたします。

投票総数 1 1 票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち 有効投票 1 1 票

無効投票 0 票 であります。

有効投票のうち 賛成 1 1 票

反対 0 票

以上のとおり賛成が多数であります。

したがって、同意第 9 号 世羅町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて は、石井 裕士（いしい ゆうじ）さんを同意することに決定しました。

次に 同意第 10 号 世羅町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。

ただいまの出席議員は 11 名であります。

念のため申しあげます。記載の方法は、本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第 84 条の規定により、反対とみなします。

投票用紙を配ります。

（投票用紙の配布）

投票用紙の配付もれはありませんか。

（「なしの声」あり）

配付もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読みあげますので順番に投票願います。

○事務局長（黒木康範） （点 呼）

1 番 亀田知宏議員 2 番 佐倉悠希議員 3 番 矢山 靖議員

4 番 宗重博之議員 5 番 佐々木浩康議員 6 番 福永貴弘議員
7 番 向谷伸二議員 8 番 上本 剛議員 9 番 松尾陽子議員
10 番 藤井照憲議員 11 番 田原賢司議員

以上でございます。

(点呼順に投票)

投票もれはありませんか。

(「なしの声」あり)

投票もれなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 4 番 宗重博之議員
5 番 佐々木浩康議員を指名いたします。

立会人の立会いをお願いします。

(事務局による開票)

(投票結果報告)

投票の結果を報告いたします。

投票総数 1 1 票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち 有効投票 1 1 票

無効投票 0 票 であります。

有効投票のうち 賛成 9 票

反対 2 票

以上のとおり賛成が多数であります

したがって、同意第 10 号 世羅町農業委員会委員の任命につき同意を求める
ことについては、作田 博（さくだ ひろし）さんを同意することに決定しま
した。

次に 同意第 11 号 世羅町農業委員会委員の任命につき同意を求めることに
ついて 採決を行います。

ただいまの出席議員は、 11 名であります。

念のため申しあげます。記載の方法は、本案に賛成の方は「賛成」と、反対の

方は「反対」と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第 84 条の規定により、反対とみなします。

投票用紙を配ります。

(投票用紙の配布)

投票用紙の配付もれはありませんか。

(「なしの声」あり)

配付もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読みあげますので順番に投票願います。

○事務局長（黒木康範）（点 呼）

1 番	亀田知宏議員	2 番	佐倉悠希議員	3 番	矢山 靖議員
4 番	宗重博之議員	5 番	佐々木浩康議員	6 番	福永貴弘議員
7 番	向谷伸二議員	8 番	上本 剛議員	9 番	松尾陽子議員
10 番	藤井照憲議員	11 番	田原賢司議員		

以上でございます。

(点呼順に投票)

投票もれはありませんか。

(「なしの声」あり)

投票もれなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 6 番 福永貴弘議員
7 番 向谷伸二議員を指名いたします。

立会人の立会いをお願いします。

(事務局による開票)

(投票結果報告)

投票の結果を報告いたします。

投票総数 1 1 票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち 有効投票 1 1 票

無効投票 0 票 であります。

有効投票のうち 賛成 1 0 票

反対 1 票

以上のとおり賛成が多数であります。

したがって、同意第 11 号 世羅町農業委員会委員の任命につき同意を求める
ことについては、下光 久紀（したみつ ひさのり）さんを同意することに決定
しました。

次に 同意第 12 号 世羅町農業委員会委員の任命につき同意を求めることに
ついて 採決を行います。

ただいまの出席議員は 11 名であります。

念のため申しあげます。記載の方法は、本案に賛成の方は「賛成」と、反対の
方は「反対」と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第 84
条の規定により、反対とみなします。

投票用紙を配ります。

（投票用紙の配布）

投票用紙の配付もれはありませんか。

（「なしの声」あり）

配付もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読みあげますの
で順番に投票願います。

○事務局長（黒木康範） （点 呼）

1 番 亀田知宏議員 2 番 佐倉悠希議員 3 番 矢山 靖議員

4 番 宗重博之議員 5 番 佐々木浩康議員 6 番 福永貴弘議員
7 番 向谷伸二議員 8 番 上本 剛議員 9 番 松尾陽子議員
10 番 藤井照憲議員 11 番 田原賢司議員

以上でございます。

(点呼順に投票)

○議長（高橋公時） 投票もれはありませんか。

(「なしの声」あり)

投票もれなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 8 番 上本 剛議員
9 番 松尾陽子議員を指名いたします。

立会人の立会いをお願いします。

(事務局による開票)

(投票結果報告)

投票の結果を報告いたします。

投票総数 1 1 票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち 有効投票 1 1 票

無効投票 0 票 であります。

有効投票のうち 賛成 1 1 票

反対 0 票

以上のとおり賛成が多数であります。

したがって、同意第 12 号 世羅町農業委員会委員の任命につき同意を求め
ることについては、桜井 陽子（さくらい ようこ）さんを同意することに決
定しました。

次に 同意第 13 号 世羅町農業委員会委員の任命につき同意を求めること
について採決を行います。

ただいまの出席議員は 11 名であります。

念のため申しあげます。記載の方法は、本案に賛成の方は「賛成」と、反対

の方は「反対」と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第 84 条の規定により、反対とみなします。

投票用紙を配ります。

(投票用紙の配布)

投票用紙の配付もれはありませんか。

(「なしの声」あり)

配付もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読みあげますので順番に投票願います。

○事務局長（黒木康範）（点 呼）

1 番	亀田知宏議員	2 番	佐倉悠希議員	3 番	矢山 靖議員
4 番	宗重博之議員	5 番	佐々木浩康議員	6 番	福永貴弘議員
7 番	向谷伸二議員	8 番	上本 剛議員	9 番	松尾陽子議員
10 番	藤井照憲議員	11 番	田原賢司議員		

以上でございます。

(点呼順に投票)

投票もれはありませんか。

(「なしの声」あり)

投票もれなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 10 番 藤井照憲議員
11 番 田原賢司議員を指名いたします。

立会人の立会いをお願いします。

(事務局による開票)

(投票結果報告)

投票の結果を報告いたします。

投票総数 1 1 票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち 有効投票 1 1 票

無効投票 0 票 であります。

有効投票のうち 賛成 7 票

反対 4 票

以上のとおり賛成が多数であります。

したがって、同意第 13 号 世羅町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、得納 逸二（とくのう いつじ）さんを同意することに決定しました。

次に 同意第 14 号 世羅町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。

ただいまの出席議員は 11 名であります。

念のため申しあげます。記載の方法は、本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票 及び 賛否が明らかでない投票は、会議規則第 84 条の規定により、反対とみなします。

投票用紙を配ります。

（投票用紙の配布）

投票用紙の配付もれはありませんか。

（「なしの声」あり）

配付もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読みあげますので順番に投票願います。

○事務局長（黒木康範） （点 呼）

1 番 亀田知宏議員 2 番 佐倉悠希議員 3 番 矢山 靖議員

4 番 宗重博之議員 5 番 佐々木浩康議員 6 番 福永貴弘議員
7 番 向谷伸二議員 8 番 上本 剛議員 9 番 松尾陽子議員
10 番 藤井照憲議員 11 番 田原賢司議員

以上でございます。

(点呼順に投票)

○議長（高橋公時） 投票もれはありませんか。

(「なしの声」あり)

投票もれなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 1 番 亀田知宏議員
2 番 佐倉悠希議員を指名いたします。

立会人の立会いをお願いします。

(事務局による開票)

(投票結果報告)

投票の結果を報告いたします。

投票総数 1 1 票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち 有効投票 1 1 票

無効投票 0 票 であります。

有効投票のうち 賛成 1 1 票

反対 0 票

以上のとおり賛成が多数であります。

したがって、同意第 14 号 世羅町農業委員会委員の任命につき同意を求める
ことについては、東 多美子（ひがし たみこ）さんを同意することに決定しま
した。

次に 同意第 15 号 世羅町農業委員会委員の任命につき同意を求めることに
ついて 採決を行います。

ただいまの出席議員は 11 名であります。

念のため申しあげます。記載の方法は、本案に賛成の方は「賛成」と、反対の

方は「反対」と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票 及び 賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により、反対とみなします。

投票用紙を配ります。

(投票用紙の配布)

投票用紙の配付もれはありませんか。

(「なしの声」あり)

配付もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読みあげますので順番に投票願います。

○事務局長（黒木康範） （点 呼）

1 番	亀田知宏議員	2 番	佐倉悠希議員	3 番	矢山 靖議員
4 番	宗重博之議員	5 番	佐々木浩康議員	6 番	福永貴弘議員
7 番	向谷伸二議員	8 番	上本 剛議員	9 番	松尾陽子議員
10 番	藤井照憲議員	11 番	田原賢司議員		

以上でございます。

(点呼順に投票)

○議長（高橋公時） 投票もれはありませんか。

(「なしの声」あり)

投票もれなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番 矢山 靖議員
4番 宗重博之議員を指名いたします。

立会人の立会いをお願いします。

(事務局による開票)

(投票結果報告)

投票の結果を報告いたします。

投票総数 1 1 票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち 有効投票 1 1 票

無効投票 0 票 であります。

有効投票のうち 賛成 1 0 票

反対 1 票

以上のとおり賛成が多数であります。

したがって、同意第 15 号 世羅町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、安井 弘之（やすい ひろゆき）さんを同意することに決定しました。

次に 同意第 16 号 世羅町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。

ただいまの出席議員は 11 名であります。

念のため申しあげます。記載の方法は、本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票 及び 賛否が明らかでない投票は、会議規則第 84 条の規定により、反対とみなします。

投票用紙を配ります。

（投票用紙の配布）

投票用紙の配付もれはありませんか。

（「なしの声」あり）

配付もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読みあげますので順番に投票願います。

○事務局長（黒木康範） （点 呼）

1 番 亀田知宏議員 2 番 佐倉悠希議員 3 番 矢山 靖議員

4 番 宗重博之議員 5 番 佐々木浩康議員 6 番 福永貴弘議員
7 番 向谷伸二議員 8 番 上本 剛議員 9 番 松尾陽子議員
10 番 藤井照憲議員 11 番 田原賢司議員

以上でございます。

(点呼順に投票)

○議長（高橋公時） 投票もれはありませんか。

(「なしの声」あり)

投票もれなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 5 番 佐々木浩康議員
6 番 福永貴弘議員を指名いたします。

立会人の立会いをお願いします。

(事務局による開票)

(投票結果報告)

投票の結果を報告いたします。

投票総数 1 1 票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち 有効投票 1 1 票

無効投票 0 票 であります。

有効投票のうち 賛成 1 0 票

反対 1 票

以上のとおり賛成が多数であります。

したがって、同意第 16 号 世羅町農業委員会委員の任命につき同意を求
めることについては、立石 浩一（たていし ひろかず）さんを同意することに
決定しました。

次に 同意第 17 号 世羅町農業委員会委員の任命につき同意を求めること
について採決を行います。

ただいまの出席議員は、 11 名であります。

念のため申しあげます。記載の方法は、本案に賛成の方は「賛成」と、反対

の方は「反対」と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票 及び 賛否が明らかでない投票は、会議規則第 84 条の規定により、反対とみなします。

投票用紙を配ります。

(投票用紙の配布)

投票用紙の配付もれはありませんか。

(「なしの声」あり)

配付もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読みあげますので順番に投票願います。

○事務局長（黒木康範） （点 呼）

1 番	亀田知宏議員	2 番	佐倉悠希議員	3 番	矢山 靖議員
4 番	宗重博之議員	5 番	佐々木浩康議員	6 番	福永貴弘議員
7 番	向谷伸二議員	8 番	上本 剛議員	9 番	松尾陽子議員
10 番	藤井照憲議員	11 番	田原賢司議員		

以上でございます。

(点呼順に投票)

○議長（高橋公時） 投票もれはありませんか。

(「なしの声」あり)

投票もれなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 7 番 向谷伸二議員、8 番 上本 剛議員を指名いたします。

立会人の立会いをお願いします。

(事務局による開票)

(投票結果報告)

投票の結果を報告いたします。

投票総数 1 1 票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち 有効投票 1 1 票

無効投票 0 票 であります。

有効投票のうち 賛成 1 1 票

反対 0 票

以上のとおり賛成が多数であります。

したがって、同意第 17 号 世羅町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、折元 文則（おりもと ふみのり）さんを同意することに決定しました。

ここで議場の出入り口を開きます。

（議場の出入り口を開く）

ここで昼休憩といたします。再開は 1 3 時であります。

休 憩 1 1 時 4 1 分

再 開 1 3 時 0 0 分

○議長（高橋公時） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第 21 議案第 32 号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（高橋公時） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） 議案 41 ページをお開きください。

議案第 32 号

工事請負契約の締結について

世羅町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年世羅町条例第 56 号）第 2 条の規定により、別紙のとおり町道小草樅ノ木線道路改良工事の契約を締結することについて、町議会の議決を求

める。

令和 8 年 6 月 11 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

町道小草樅ノ木線道路改良工事について、一般競争入札執行の結果、令和 8 年 5 月 18 日、株式会社山平組 代表取締役 山平 孝吉に落札決定したので、請負契約を締結したい。

- | | |
|-----------|----------------------------------|
| 1 工 事 名 | 町道小草樅ノ木線道路改良工事 |
| 2 工 事 場 所 | 世羅町大字赤屋 |
| 3 請 負 金 額 | 69,256,000 円 |
| | (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 6,296,000 円) |
| 4 事 業 量 | L = 380m |
| 5 請 負 者 | 株式会社山平組 |
| | 代表取締役 山平 孝吉 |

(詳細説明)

○議長（高橋公時） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

(「なしの声」あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は電子表決システムにより行います。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

なお、会議規則第 81 条の 2 第 2 項により、表決の確定の宣告がなされた場合において、いずれのボタンも押していない場合は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れ、押し間違いはありませんか

(「なし」の声あり)

なしと認め表決を確定します。

(賛成全員)

賛成全員 であります。

したがって、議案第 32 号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第 22 議案第 33 号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（高橋公時） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） 議案 43 ページをお開きください。

議案第 33 号

工事請負契約の締結について

世羅町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年世羅町条例第 56 号）第 2 条の規定により、別紙のとおり中山田橋橋梁架替工事の契約を締結することについて、町議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 11 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

中山田橋橋梁架替工事について、一般競争入札執行の結果、令和 8 年 5 月 15 日、有限会社坂上建設 代表取締役 坂上 栄樹に落札決定したので、請負契約を締結したい。

1 工 事 名 中山田橋橋梁架替工事

2 工 事 場 所 世羅町大字伊尾

3 請 負 金 額 46,970,000 円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 4,270,000 円)

4 事 業 量 L = 9.2m

5 請 負 者 有限会社坂上建設

代表取締役 坂上 栄樹

(詳細説明)

○議長（高橋公時） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○3番（矢山 靖） （挙手）

○議長（高橋公時） 3番 矢山 靖議員。

○3番（矢山 靖） 先日の説明のときに仮の橋をつけて工事を通行止めにして工事をするんじゃないかと、迂回を想定しているという説明がありました。工期が長期にわたるものだと思うんですが、2月の26日ですか、長期にわたります。その間の安全性ですね。道路幅員とか、離合箇所とか、そういった安全性をどういうふうに、確認してちゃんとしとかんといけんと思うんですが、その辺りのお考えを伺います。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（高橋公時） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） それでは、迂回路の安全性についてお答えいたします。今回の工事により町道中山田線は通行止めとなるわけですが、迂回路としては、町管理林道の寺谷線をご利用いただくこととなります。こちらの林道につきましては、現在の中山田線よりも広い幅員でございまして、車両の離合もできるような状況でございます。また、迂回に必要な迂回の距離は約300mでございまして、迂回にかかる所要時間は1分程度というふうに認識しております。

○議長（高橋公時） ほかに質疑ありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

(「なしの声」あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は電子表決システムにより行います。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

なお、会議規則第81条の2第2項により、表決の確定の宣告がなされた場

合において、いずれのボタンも押していない場合は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れ、押し間違いはありませんか

(「なし」の声あり)

なしと認め表決を確定します。

(賛成全員)

賛成全員 であります。

したがって、議案第 33 号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第 23 議案第 34 号 財産の取得についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○企画課長（藤川道代） 議長。

○議長（高橋公時） 企画課長。

○企画課長（藤川道代） 議案 45 ページをお開きください。

議案第 34 号

財産の取得について

世羅町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 16 年世羅町条例第 56 号) 第 3 条の規定により、別紙のとおり財産を取得することについて、町議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 11 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

ノート型パソコン調達について、2 者による指名競争入札執行の結果、令和 8 年 5 月 13 日、株式会社森田尚文館 代表取締役 森田 剛に落札決定したので、物品購入契約を締結したい。

1 財産の表示

種 類	内 容	数 量
パソコン端末 等	ノート型パソコン	63 台

2 取得価格

ノート型パソコン 63 台

10,364,695 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 942,245 円）

3 相手方

株式会社森田尚文館

代表取締役 森田 剛

（詳細説明）

○議長（高橋公時） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○9 番（松尾陽子） 議長。

○議長（高橋公時） 9 番 松尾陽子議員。

○9 番（松尾陽子） この 63 台のノートパソコンの購入ということであるんですが、この説明資料を見ますと、納入場所が世羅町せらにし支所というふうになっているんですが、この 63 台を全部このせらにし支所で使われるという理解でよろしいのでしょうか。

○企画課長（藤川道代） 議長。

○議長（高橋公時） 企画課長。

○企画課長（藤川道代） お答えいたします。端末の納入場所が世羅町せらにし支所になっている理由といたしましては、端末の各種設定について、年間契約を行っている保守業者において行っていただいております。保守業者はせらにし支所を保守業務の拠点としていますので、せらにし支所に端末を一旦納入させ、そこでセットアップを行った後、各このパソコンを配置する場所に設置する予定でございます。

○議長（高橋公時） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は電子表決システムにより行います。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

なお、会議規則第 81 条の 2 第 2 項により、表決の確定の宣告がなされた場合において、いずれのボタンも押していない場合は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れ、押し間違いはありませんか

（「なし」の声あり）

なしと認め表決を確定します。

（賛成全員）

賛成全員 であります。

したがって、議案第 34 号 財産の取得については、原案のとおり可決されました。

日程第 24 議案第 35 号 財産の取得についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○学校教育課長（山藤弘基） 議長。

○議長（高橋公時） 学校教育課長。

○学校教育課長（山藤弘基） 議案 47 ページをお開きください。

議案第 35 号

財産の取得について

世羅町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年世羅町条例第 56 号）第 3 条の規定により、別紙のとおり財産を取得す

ることについて、町議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 11 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

世羅町立小中学校児童生徒用端末調達業務について、随意契約により、令和 8 年 5 月 11 日、株式会社大塚商会 広島支店 支店長 真子 健に落札決定したので、物品購入契約を締結したい。

1 財産の表示

種 類	内 容	数 量
タブレット型端末等	タブレット型端末 端末管理ソフトライセンス	1,043 台 1,043 台分

2 取得価格

タブレット型端末 1,043 台、端末管理ソフトライセンス 1,043 台分

57,365,000 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 5,215,000 円）

3 相手方

株式会社大塚商会 広島支店

支店長 真子 健

（詳細説明）

○議長（高橋公時） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は電子表決システムにより行います。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対

の方は反対のボタンを押してください。

なお、会議規則第 81 条の 2 第 2 項により、表決の確定の宣告がなされた場合において、いずれのボタンも押していない場合は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れ、押し間違いはありませんか

(「なし」の声あり)

なしと認め表決を確定します。

(賛成全員)

賛成全員 であります。

したがって、議案第 35 号 財産の取得については、原案のとおり可決されました。

日程第 25 議案第 36 号 世羅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○税務課長（小林英美） 議長。

○議長（高橋公時） 税務課長。

○税務課長（小林英美） 議案 49 ページをお開きください。

議案第 36 号

世羅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

世羅町国民健康保険税条例（平成 16 年世羅町条例第 51 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 6 月 11 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）による地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部改正に伴い、子ども・子育て支援納付金課税額に関する規定を追加するため、世羅町国民健康保険税条例を改正することについて、町議会の議決を求める。

(詳細説明)

○議長（高橋公時） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

○3番（矢山 靖） （挙手）

○議長（高橋公時） 3番 矢山 靖議員。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

○3番（矢山 靖） 議案 36 号 世羅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論を行います。

今回の改正では、令和 8 年度から新たに創設される子ども子育て支援納付金を国民健康保険税に上乗せするための税制改定が行われます。全員協議会の説明では、町は被保険者の負担増を抑えるため、県が示す標準保険料率の 3 分の 1 を軽減し、税率そのものは据え置く判断を行ったとのことでした。この点については、急激な負担増を避けるためとする町の努力として受け止めるものです。しかしながら、今回の改正によって、国民健康保険加入者には新たな負担が課せられることとなります。資料によれば、1 人当たりの収納必要額は年間 2457 円増加する見込みとなっております。子ども子育て支援の充実は重要な課題であり、その必要性を否定するものではありません。しかし、その財源を国民健康保険加入者の保険税に上乗せして確保する仕組みには賛成できません。国民健康保険加入者には、自営業者、年金加入者、非正規労働者など、比較的所得の低い方が多く含まれています。全員協議会においても、執行部自身も物価高騰が続く中で、国保税の上昇は、所得の少ない被保険者にとって大きな負担であると認識を示されました。また、県が進める保険料水準の統一により、今後更なる負担増の懸念もされる中、新たな負担を追加する今回の改正には賛成できません。子ども子育て支援は、社会全体で支えるべき課題であり、その財源は国の責任において確保されるべきと考えます。以上の理由から、本議案には賛成できません。

○議長（高橋公時） 次に、賛成討論の発言を許します。

○10 番（藤井照憲） 議長。

○議長（高橋公時） 10 番 藤井照憲議員。

○10 番（藤井照憲） 議案第 36 号 世羅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対して、賛成の討論をいたします。この条例は、あくまでも子ども子育て支援法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正に伴う条例改正であります。子ども子育て支援納付金課税額に関する規定を追加するものでございます。

子ども子育て支援納付金については、先の 6 月定例会に係る全員協議会で、皆様にもこのような説明がなされたと思います。この説明のときにありますように、国民健康保険税に追加して賦課すると、こういう説明を受けたところでございます。町の国民健康保険税の取扱いでは、子ども子育て支援金分のみが加算されることになっております。

国保税については、安定的な財政運営と国保事業の広域的及び効果的な運営を推進するため、広島県国民健康保険運営方針に定め運用されております。

令和 7 年 4 月末の国民健康保険事業の状況をご説明いたします。国保世帯は、総世帯の約 3 割を占めております。国保被保険者数は総人口の約 2 割でございます。多くの方にご負担をいただくわけですが、子ども子育て支援策の一部に充てるための特定財源とするものでございますのでご理解をいただければと思います。よって議案第 36 号に対する賛成討論といたします。

○議長（高橋公時） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は電子表決システムにより行います。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

なお、会議規則第 81 条の 2 第 2 項により、表決の確定の宣告がなされた場合において、いずれのボタンも押していない場合は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れ、押し間違いはありませんか

（「なし」の声あり）

なしと認め表決を確定します。

(賛成多数)

賛成多数 であります。

したがって、議案第 36 号 世羅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 26 議案第 37 号 令和 8 年度世羅町一般会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（高橋公時） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 議案 55 ページをお開きください。

議案第 37 号

令和 8 年度世羅町一般会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度世羅町一般会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 6 月 11 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ 30,578 千円を増額し、歳入歳出それぞれ 12,370,578 千円とするものでございます。

歳入は、県支出金 478 千円、寄附金 2,000 千円、繰入金 34,000 千円、町債 6,300 千円を増額し、国庫支出金 2,200 千円、諸収入 10,000 千円を減額するものでございます。

歳出は、総務費 5,109 千円、衛生費 3,554 千円、商工費 21,478 千円、教育費 12,073 千円を増額し、民生費 10,666 千円、予備費 970 千円を減額するものでございます。

(詳細説明)

○議長（高橋公時） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○3 番（矢山 靖） （挙手）

○議長（高橋公時） 3番 矢山 靖議員。

○3番（矢山 靖） 別紙資料の4ページと、17、18ページですね。4ページの債務負担行為補正と17、18ページ7款商工費1項商工費の施設観光費について伺います。

今回債務負担行為としてで、道の駅世羅拡充整備事業の設計業務960万円と、特産品開発業務1500万円、合計2460万円が計上されております。また、施設観光費として約2100万円も計上されております。しかし、この事業についてはまだ内容を十分に知らない町民の皆さんも多いと感じています。そこで、伺うんですが、今町が現在想定している道の駅拡充整備事業とはどういった事業なのか、大型駐車場の移設や駐車場の増設、大屋根整備などを含めて、現時点で想定している事業内容とその総事業費、町民の皆さんにわかるように説明を求めます。

また、今回計上されている設計業務の960万円と、特産品開発業務1500万についてそれぞれ具体的にどういった業務を実施するものなのか伺います。特に、特産品開発業務は何を行うものなのか、わかりやすく説明を求めます。さらに今回の補正予算は、単なる調査検討段階の予算なのか、それとも、施設整備等の事前実施を前提、入口とした設計予算段階の予算なのか伺います。併せて今回の予算は、事業全体のどの段階に位置づけられているのか、決議後は何がどこまで進んでですね、今後どういったスケジュールで事業を進めようと考えているのか。併せて説明を求めます。最後に現時点で検討中としているこの内容についてはですね、今後どういった体制や手順、検討を進め、最終的な計画を決定していく考えなのか伺います。

続いて2点目、13、14ページの3款の民生費1項社会福祉費の老人福祉費から、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金について伺います。この交付金は、高齢者施設等の防災減災対策を推進するための事業と理解しています。今回、約2300万円の大きい減となっております。この至った経緯について伺います。当初は何施設を対象としていたのか、そのうち何施設分が取下げとなったのか、

伺います。全部なんですか、そのあたりも詳しく伺います。併せて今回対象としていた整備内容は何であったのか。またその減によって想定した対策がね、実施

されなくなったことの影響、その辺りの説明をお願いします。

最後同じく 15、16 ページの 3 款ですね。民生費の生活保護費の生活保護、総務費扶助費ですか。生活保護の給付対象となるこの世帯ですね。何世帯あって、支給方法はこういった感じで行われるのか。またこの現在は生活保護を受給していない元受給者に対しては、こういったように通知案内を行うのか、そのあたりを伺います。あと、生活保護を受給していたものの、現在は町外に転出している方とかね、お亡くなりになられた方、その辺りのこの通知の方法ですね。その辺りの説明をお願いいたします。

○商工観光課長（山崎 誠） 議長。

○議長（高橋公時） 商工観光課長。

○商工観光課長（山崎 誠） それでは、道の駅拡充整備事業につきまして、いろいろ全体的にご質疑をいただきました。順次お答えをさせていただきたいと思います。

まず道の駅拡充整備事業の全体像についてでございますけれども、現時点で想定している事業内容、大型駐車場の移設と大屋根の整備、そちらがハード的には大きな整備でございます。まず、現大型車駐車場こちら 10 台、現在でございますけれども、この 10 台分を現在の道の駅に隣接した場所に移設をさせていただきたいと考えております。現在普通車の駐車場が満車であっても、大型車の駐車場が埋まっていない状況もございます。大型車駐車場を移設しまして、普通車駐車場として活用したいと考えております。

また大型車駐車場は、道の駅登録認定基準から現在の台数を確保したいと考えております。現在の普通車駐車場は、入口と出口が同じ場所であるため、大きめの車両の場合、入る車と出る車が譲り合っている状況も見受けられます。駐車場拡張後は現在の普通車出入口を普通車の入口専用としまして、また現在の大型車入口を普通車の出口専用としまして、出入りの円滑化を図ってまいりたいと考えております。

併せて、大屋根の関係でございますけれども、現在自動販売機や看板、植栽の樹木がある場所は整理をいたしまして、大屋根を設置して販売や休憩、またちょっとした催しもできまして、昨今の強烈な日差しを遮るスペースとして整備をしたいと考えております。

拡充整備のハード事業は、今、ご説明した通りでございますけれども、ハード整備と併せまして、ソフト事業として、世羅のお土産品開発を進めたいと考えております。お土産品開発は、洋菓子を想定をしております。高付加価値で、世羅に行かなければ買えないお土産品と、あと、安価で、満足度の高い世羅に行ってきたと。会社などで気軽に配れる個包装のお土産品、そういったものの2つのコンセプトで開発する予定でございます。想定している総事業費でございますけれども、ハード事業としまして、全体ですけれども、4億7300万円。ソフト事業としまして2500万円。用地費を除く事業費は約5億円と見込んでおるところでございます。

次の債務負担行為補正についてのご質疑でございますけれども、設計業務960万円の具体的内容についてご説明をいたします。

これは設計業務の発注方法に係る関係でございますけれども、これは債務負担行為としてお願いいたしますのは、事業費の圧縮の観点と、設計業務の履行期間短縮の観点からも、発注方法の検討を行いまして、基本設計と詳細設計を一括して発注するために、令和9年度の詳細設計部分についての債務負担行為をお願いするものでございます。

基本設計には、現地測量を基に基本計画と、概略図作成などや、各種申請協議に係る資料作成等を行います。令和9年度においては、各種数量、工作物の設計、用地測量へと進んでまいります。設計業務960万円は、この9年度の業務にかかる費用を債務負担行為としてお認めいただきたいものでございます。なお一括発注しましても、各年度で精算を行うようになります。こちらは国の交付金を想定しておりますので、国の交付金決定後に、9年度の業務には、決定後に着手をさせていただきます。

あと特産品開発1500万円の具体的内容と特産品開発業務で実施する内容につきまして、併せて説明をさせていただきます。

令和8年度から10年度にかけて継続して開発を進めるために、令和9年度以降のものについては、債務負担行為として挙げているものでございます。総事業費としましては、見込みで2500万円でございます。令和8年度は、現状調査、分析、開発の方向性検討、世羅高校との共同によるアイデア創出、生産者、加工業者等との連携体制構築を行い、商品開発の下地を整える予定でござ

ざいます。

令和 9 年度、10 年度におきましては専門家の知見を生かした商品開発、試食イベント、世羅高校生によるコンテスト、広報戦略の検討、販売イベント、広報宣伝などを予定をしております。継続業務として発注するためのものでございまして、先ほどと同様、年度ごとに業務委託料を精算して、年度ごとで実施をしております。

3 点目の今回の補正予算の位置づけについてでございますけれども、まず調査検討段階の予算なのかということで、ご質疑いただいておりますけれども、拡充整備事業の内容は説明した通りでございますけれども、現在はある意味、構想段階でございます。具体化していく事業として進めるために、現地の地形測量や埋設物の調査状況などを含めた現況を調査します。

大型車の駐車場につきましては、道路からの出入りや効率的な駐車区画の設定をしております。普通車の駐車場への変更につきましては、車両の円滑な出入りを踏まえた区画設定、また大屋根整備につきましては、規模や材質、設置後の維持管理コストも踏まえた検討を行い、設計をしております。

次の施設整備などの実施を前提とした設計、準備段階の予算なのかということにつきましてお答えします。業務委託につきまして、基本計画、基本設計、実施設計に分けてご説明したいと思います。

令和 7 年度におきまして、国の交付金採択に向けての申請に係りまして、申請業務の委託をいたしました。整備内容とともに、どれくらいの費用がかかるのかわからないと、事業計画を立てられないため、大まかな概算費用を把握する必要があったためでございます。これが基本計画に当たるものと考えております。次の段階としまして、基本設計へと進みたいものでございます。この度補正予算にて提案しております費用によりまして、令和 8 年度においては、先ほどの内容で基本設計を進めたいと考えております。令和 9 年度におきましては、工作物などの詳細設計、数量算出、用地測量といった、いわゆる実施設計を行ってまいります。令和 9 年度には用地を取得させていただきたいと思っておりますし、令和 10 年度の工事着工、完成ということで進めてまいりたいと考えております。

今後のスケジュールについてでございますけれども、今回の予算審議後に進む内容でございますけれども、先ほど説明させていただきましたように、役務費

としましては、不動産鑑定料、また委託料としましては測量設計、あと特産品開発ということで進めてまいります。

事業全体の中での現在の段階ということで、ご質疑をいただきましたけども、現段階で申しますと、基本計画に対して、国としても今回の地域未来交付金の交付対象事業として、この現在の道の駅拡充事業が現在認められたという状況でございます。今後は、計画を具体化するために、今このスタートを切る段階というふうに捉えております。

スタートを切りまして、今後の予定でございますけれども、すぐさま業務発注の事務を進めたいと考えております。業務の進捗状況にもよりましてけれども、節目節目で議会に対しても説明の機会をいただき、議員各位のご理解をいただきながら事業を進めてまいります。また、総事業費につきましても、現段階では、国の交付金の枠取りの関係から、余裕を持ったもので設定をしておりますけれども、これから設計を進めていく中で、事業費の抑制に努めるとともに、良いものにしていきたいと考えております。以上でございます。

○福祉課長（和泉美智子） 議長。

○議長（高橋公時） 福祉課長。

○福祉課長（和泉美智子） それでは福祉課より、14 ページの老人福祉費、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の 2316 万 6000 円の減額理由についてご説明をいたします。

これは 1 法人 3 施設への非常用発電設備の設置を予定しておりましたが、4 月に入りましてそのうち 1 施設におきまして、一部交付の要件に合わないとの県の判断から事業者より申請の取下げがされたことによります。

実施されなくなることによる影響につきましては、非常用発電機の設置は、施設の入所者や利用者の生命に関わることから、事業所の B C P、事業継続計画策定義務及び非常用発電機の設置義務に基づきまして、今後代替の設備の検討や、他に活用しやすい補助事業の検討、ご提案等を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、16 ページの生活保護費、扶助費、生活保護法による扶助の 737 万 8000 円の増額の要因についてご説明をいたします。

これにつきましては、財政課長の説明にもありましたように最高裁判決に

よりも生活扶助費の追加給付によるものです。対象者につきましては、世帯単位で保護受給中の方が 30 世帯、これまで世羅町で保護を受けられて、現在廃止となっている世帯が 89 世帯、合計 119 世帯を見込んでおります。この周知の方法でございますが、国が示すマニュアルによりましてはプッシュ型での対応ということになります。

現在受給中の方には、毎月の保護費の支給日に合わせて、こちらより支給を行いますが、保護廃止世帯につきましては、存否確認などを自治体での事務負担が膨大になるということも懸念をされておまして、町といたしましては、できる限りホームページや広報誌等を活用した周知によりまして、当時の世帯主からの申し出による追加給付を行ってまいりたいと考えております。今後のスケジュールにつきましては 7 月にシステム改修を行いまして、8 月より順次周知を行ってまいりたいと考えております。

○議長（高橋公時） 他に質疑はありませんか。

○10 番（藤井照憲） 議長。

○議長（高橋公時） 10 番 藤井照憲議員。

○10 番（藤井照憲） 先ほどの商工観光費の道の駅の続きをさせていただきたいと思います。

まずはですね、今、現計画を立てようとされている部分は、たとえばマリオットホテルがもう少し後ろに下がっていたら何ら関係なく整理ができているはずなんです。これと同じように全体計画を立てた上で今回の施設計画が上にのってこないと、たとえば今の道の駅の建物、今 11 年目ですけど、これも建て替えないといけない時期が来る。そして膜天井の構造物も膜は耐用年数 30 年ですけど、土台の躯体はですね、まだ 50 年 60 年もつと思います。そうしたときに、道の駅の本体が建て替えを要するときに、膜のテントの施設はどう残すのか。そうするとまた、次の施設計画をどうするかというのが課題になってきます。

今あるモニュメントを生かすかどうかでずいぶん配置計画が変わってきます。この測量設計業務の中の、お金を少しでも全体計画の中に、どう施設を配置し 50 年後には建て替えが出てくるわけですから、モニュメントを生かした建て替えをどうするか。そこを設計する必要があると思うんです。それもなしにやるとですね、またパッチワークのようにどれもこれも潰してしまうという、こんなこと

を繰り返したらですね、世羅町いくら金があっても足りない。ですから、1100万円の測量設計業務の中に、全体配置計画を立てて、その中で、膜天井のドームをどの位置に持ってくるか、次の道の駅の躯体を建て替えるときには、ここに持ってきて、モニュメントをどう生かすかと、そこらの設計がないままですね。空いた土地に膜天井の構造物を作ります。本体を建て替えるときには邪魔になるから取り払いますと、こういうこっちゃいけんですよ。以前にも、全体計画を示して、その中にどう建物を配置するかを示してくださいとお願いしたわけなんですけれど、それがないまま、今の道の駅の整備計画が進んでおります。きちっと全体計画の中に、将来の建て替え計画まで含めた、ちゃんとした位置づけをなさってやらないと、まさにそれはその場当たりのパッチワークになってしまいますので、この1100万の中の少しでも全体計画の配置が町民の皆様にかかるような資料でですね、お示ししていただきたいと思います。お考えをお伺いします。

○議長（高橋公時） 藤井議員、今のは18ページの測量やら特産品のことも含めた上での質疑ということで。

○10番（藤井照憲） そうです。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） では私のほうから、道の駅というよりもあの川尻の、三角地帯とよく言われますけれども、全体像、これまでも議員のみならずいろんな方面からですね、あそこをどうするのかという声をいただいて、それなりにいろんな者へ動き回ったこともあります。10年前ぐらいに企業誘致ということもあって、あそこへ団地を作ろうというような計画を作ってお示したこともあります。議会のほうへ。あのときに、何十億というお金が、造成だけでもいるよというところをお示したと思います。3億だったんですね。12億か、いや分けて団地を作ったときにそこだけでも、12億ぐらいかかる。よくご存知だと思っんですけども、あのときにはちょっとブレーキをかけたわけですね。ただ、今となってはですね、このちょうど交通結節点でありお客様がちょうど来ていただける場所としては皆さんの期待がすごくあるわけでございまして、今回の駐車場、またテントそしてさまざまなブランド開発をする前段で、やはり土地の関

係が出てまいります。そういった方々からもですね、今回上がってる場所以外のところからも、どう将来、絵を描くんだという声をいただいています。ですからこそ、今回そのことも説明しつつ、将来どういうふうな形を持っていこうかというのをですね、今絵を描くように私からも指示をしております。ただ、ちょっと表に今出るとですね、さまざまな不都合な件もあるんですよ。あそこ水路もある、道もある、特に地権者がいらっしゃいます。そういったところを鑑みるとですね、もうちょっと時間をいただかないと、今回の件と同時並行というわけにはいかない部分があります。しかしながら、現状では議会にもちょっといろいろと相談をさせていただきたいと思えます。こういう形でこういうもの、こういう事業者、たとえばですね、トラックステーション的なものが来たいという声はあったんですけども、ホテルの周りにブンブンと大きな車が24時間出入りするのとは良くないという声もいただきました。ですからですね、いろいろどういう者を想定して、たとえば前に私が言ったのはですね、ある大きな者へアウトレットを作る方向はどうですかというふうに行かせてもらいました。行かしていただいたら、今の近年のアウトレットブームがありましたけれども、広島にはもう既に入っている場所もあるし、今後の動向を見ないとわからない。今海外戦略だということでした。でも今、あれから10年経ってみればですね、今度は国内需要もどんどん増えてきて、海外のものよりも日本のところのいろんなところへまた大きなものができてきている。特に、こういったアウトレットで言えば、中山間というか人口集結できる場所、いわゆる交通の結節点であるから故にですね、便利がいいというようなことも言われます。しかしこれはまたその者との大きな投資計画がどうなるかといったところもあります。今、いろんなところにお声をかけさせていただいたりして、何者かちょっと興味を持ってはいただいています。しかしながらこれが表に出てはいけない。これは前のホテルができるときも、口をつむいで言っちゃなんらんということが一つの前提でありました。これもあります。そういったところのいろんなものがありますけれども、これは今後の近いうちにですね、ある程度、過去にも絵を描いたんですけども、やはり時代をよく見てですね、絵を描かせていただきながら、議会、特にですね、いろんな方面からのご示唆もいただきたいと思ってます。まずはちょっと水面下でやらせていただきたいというところがありますのでよろしくお願いしたいと思います。

○議長（高橋公時） 1点すみません。質問者もちょっと一般質問になりすぎないように、答弁者も簡潔によろしくをお願いします。

○10番（藤井照憲） 議長。

○議長（高橋公時） 10番 藤井照憲議員。

○10番（藤井照憲） 昔を思い出していただきたいんです。今の道の駅の建物を建てるときに、モニュメントはなかったんですよ。だけどそこにモニュメントを作ったと。こういう歴史をですね、また繰り返さないようにしてほしいと、こういう意見でございますので、よろしくお願いいたします。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） モニュメントの件は、その時代にいろいろなことがございました。これは是非置いてくれという要望書が出てまいりましてですね、特に製作者の方から寄附ということも含めてですね、いろんな面、後々いろんなものが入ってくるわけです。想定外のことがいっぱい起きておりますけれども、それも想定しながらどうしても便利が良い場所でありますので、皆さんの期待を裏切るわけにはいきませんので、いろんなことを考えながら前に進めていければと思います。

○2番（佐倉悠希） （挙手）

○議長（高橋公時） 2番 佐倉悠希議員。

○2番（佐倉悠希） 今のですね、18ページの観光施設費に関連するんですけれども、今回国の交付金を活用して事業に取り組むというお話かと思うんですけれども、この交付金の制約などについてお伺いしたいんですけれども、返還規定があるとかですね、たとえば計画を立てられてると思うんですけどKPIというのを。それが目標を未達成だった場合、どういうことをしないといけないとか、そういった何か留意する点、制約など主な点についてあればお伺いできればと思います。

○商工観光課長（山崎 誠） 議長。

○議長（高橋公時） 商工観光課長。

○商工観光課長（山崎 誠） お答えします。国の交付金の制約についてでございますけれども、まずこのたび国の交付金にしっかり手を挙げて採択を目指す中

で、まず駐車場の拡張だけでは採択要件には当たりません。この度大屋根を設置、また特産品開発、そういったところも併せて取組む中で国の交付金の採択を得たというところでございます。

今後はその採択要件に合致する内容でしっかり事業を進めていくわけでございますけども、全員協議会でもご説明申し上げますけども、規模の云々はあんまり問わず、とにかくその機能をしっかり発揮する内容で進めていくことが、事業の要件に該当するものでございますので、そのように取組んでまいります。

またK P Iについてでございますけれども、K P Iにつきましてもご説明いたしましたけれども、これについて達成できなかった場合返還がどうかということのお話もございましたが、返還を求められるものではございません。しかし、それに向けてしっかり努力してまいります。

○議長（高橋公時） 他に質疑はございますか。

佐倉議員、先ほどの質疑になってましたか。

ちょっと首をひねられていたので、再度、佐倉議員、着座で。

○2番（佐倉悠希） ちょっとずれてるなと思ったんですけど理解はできました。大丈夫です。

○議長（高橋公時） 他に質疑はございませんか。

○10番（藤井照憲） 議長。

○議長（高橋公時） 10番 藤井照憲議員。

○10番（藤井照憲） 14ページの一般管理費の積立金、この過疎地域持続的発展事業基金に630万円の積立てとあるんですけど、この基金積立てという理由、たとえばどういう事業に将来充てたいために、基金に積んでおきたいというものなのか。単に財政的にちょっと余裕があるんで、基金を、今なら積めると、こういった考えなんでしょうか。お伺いします。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（高橋公時） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） お答えいたします。14ページの一般管理費の中にあります積立金、過疎地域持続的発展事業基金として630万円計上させていただいております。これはその前のページ12ページにございます町債の過疎地域持続的発展事業として630万円歳入として、組んでいるものを充てるものでござ

います。こちらの町債につきましては、過疎債のうちのソフト事業分として、当初予算では 9050 万円計上しておりましたが、県への要望の中でもう 630 万円借入れができるというところで、630 万円を今回追加をさせていただくものでございます。

過疎債ソフト事業分につきましては、令和 6 年度から全てですね、それまでは個別の事業それからこの基金へそれぞれ積立てをしておりましたが、令和 6 年度から、もう全てまとめて基金のほうに積んだ上で、各年度の過疎計画のソフト事業で適債性があるものにつきまして、事業へ充当しているというふうなものでございます。

今回 630 万円を追加しまして、合わせて 9680 万円借入れを行う予定でございます。それを借入れ後に、この過疎地域持続的発展事業基金へ積立てを行いまして、来年度以降の過疎計画におけますソフト事業、適債性のあるソフト事業、その中には、たとえば通常の住民サービスとしての個別の事業なり、この中には公共施設のもう使わない施設について、解体費用についても使えるというふうになっておりますので、そういった解体費用等におきましても活用していきたいというふうに考えております。ですから目的としましては過疎計画におけますソフト事業への財源充当ということで、この基金は積立てておりますので、そのようにご理解いただければと思います。

○議長（高橋公時） ほかに質疑ありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。 討論はありませんか。

〔なしの声あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は電子表決システムにより行います。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

なお、会議規則第 81 条の 2 第 2 項により、表決の確定の宣告がなされた場合において、いずれのボタンも押していない場合は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れ、押し間違いはありませんか

(「なし」の声あり)

なしと認め表決を確定します。

(賛成多数)

賛成多数 であります。

したがって、議案第 37 号 令和 8 年度世羅町一般会計補正予算(第 1 号)は、
原案のとおり可決されました。

日程第 27 議案第 38 号 令和 8 年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算
(第 1 号)を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長(矢崎克生) 議長。

○議長(高橋公時) 財政課長。

○財政課長(矢崎克生) 議案 56 ページをお開きください。

議案第 38 号

令和 8 年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)

令和 8 年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 6 月 11 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ 4,653 千円を増額し、歳入歳出それぞれ 2,528,971 千円とするものでございます。

歳入は、繰入金 809 千円、諸収入 3,844 千円を増額し、歳出は、総務費 809 千円、基金積立金 3,844 千円を増額するものでございます。

(詳細説明)

○議長(高橋公時) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○3 番(矢山 靖) (挙手)

○議長（高橋公時） 3 番 矢山 靖議員。

○3 番（矢山 靖） 別紙資料のですね、7、8 ページですね、歳入 7、8 ページ 9 款諸収入で第三者納付金約 384 万円入ってですね、同じく 9、10 ページ歳出ですね、3 款 1 項で基金積立金の介護給付費準備基金積立金へ増額が計上されております。この第三者納付金とはどういった経緯による収入なのか、またなぜ基金への積立てとなるのか。今回のこのお金の流れですね、住民の皆さんにわかるように説明を求めます。

○福祉課長（和泉美智子） 議長。

○議長（高橋公時） 福祉課長。

○福祉課長（和泉美智子） それでは福祉課から、8 ページの諸収入、第三者納付金、384 万 4000 円の歳入と、歳出のほうで 10 ページ、基金積立金介護給付金準備基金積立金 384 万 4000 円の流れについてご説明をいたします。

これは町内の介護保険の被保険者の方が交通事故に遭われまして、要介護状態になられ、介護保険サービスをご利用されました。保険者である世羅町は、事故の損害に対しまして、介護保険法により代位取得した損害賠償請求権に基づく損害賠償金の請求及び受領に関する一切の権限を国保連合会を代理として委任をしております。令和 8 年 5 月 8 日付で損害賠償事務が完了いたしまして、賠償金が世羅町へ送金をされました。令和 8 年度に入金がありましたので、一旦準備基金へ積立てて、令和 8 年度の決算時に介護保険事業特別会計の給付費へ充当することを考えております。

○議長（高橋公時） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なしの声」あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は電子表決システムにより行います。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

なお、会議規則第 81 条の 2 の第 2 項により、表決の確定の宣告がなされた

場合において、いずれのボタンも押してない場合は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れ、押し間違いはありませんか。

(「なしの声」あり)

なしと認め表決を確定いたします。

(賛成全員)

賛成全員 であります。

したがって、議案第 38 号 令和 8 年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号) は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

本日は、これで「散会」いたします。

なお、次回の本会議は、6 月 19 日 午前 9 時から、「開会」いたしますので、ご参集願います。

(起立・礼)

~~~~~

散 会 1 4 時 2 8 分